

ふくおか“きずな”フェスティバル きずなイベント助成金交付要領

平成27.10.1 制 定
令和7.10.10 一部改正

（目的）

第1条 福岡県社会福祉協議会（以下「県社協会長」という。）は、ふくおか“きずな”フェスティバル（以下「フェスティバル」という。）実施事業のうち、県内のボランティア活動団体と共催するイベントについて、当該参画団体に対し、この要領の定めにより、予算の範囲内でフェスティバルきずなイベント助成金（以下「助成金」という。）を交付する。

（助成対象事業）

第2条 この助成金の交付対象となる事業（以下「助成対象事業」という。）は、フェスティバルにおける「つながるひろがるイベント」と「読み聞かせ」とする。

（助成対象経費）

第3条 この助成金の交付対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、助成対象経費項目（別紙）に掲げる経費とする。

（助成金額）

第4条 1団体に対する助成金の限度額は、「つながるひろがるイベント」においては40,000円、「読み聞かせ」においては15,000円とし、助成対象経費の合計額と限度額のいずれか低い金額を助成金額とする。

（企画の申請）

第5条 申請者は、県社協会長が別に定める日までに、参加申請書（様式1）に次の各号に掲げる書類等を添えて県社協会長に提出するものとする。

- （1）企画書（様式2）
- （2）予算書（様式3）
- （3）その他県社協会長が必要と認めるもの

（審査及び採用団体の決定）

第6条 前条の規定に基づき提出された参加申請書等の内容については、フェスティバル実行委員会（以下「実行委員会」という。）が審査をし、その結果を踏まえ、県社協会長が助成事業実施団体を決定する。

（助成対象事業の内容等の変更）

第7条 助成事業実施団体が助成対象事業の内容等を変更しようとするときは、予め県社協に連絡をし、必要に応じて文書で県社協会長の承認を受けなければならない。（様式7）

(実績報告)

第8条 助成事業実施団体は、助成対象事業が完了した日から起算して3週間以内に、実績報告書兼請求書(様式4)に次の各号に掲げる書類等を添えて県社協会長に実績報告しなければならない。

(1) 精算書(様式5)

(2) その他県社協会長が必要と認める書類

(助成金額の確定・交付)

第9条 県社協会長は、前条の規定による実績報告書兼請求書(様式4)を受理後、その内容を精査し、適当であると認めたときは、請求額を助成金の額と確定し、速やかに助成金を交付する。

(助成金の概算払い)

第10条 助成対象事業の円滑な遂行を図るため県社協会長が必要と認める場合は、前条の規定にかかわらず助成金の一部又は全部を概算払いすることができる。

2 助成事業実施団体は、助成金の概算払いを受けようとする場合は、助成金概算払請求書(様式6)を、県社協会長に提出しなければならない。

(助成金交付の変更等)

第11条 県社協会長は、助成事業実施団体が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、助成金交付の取り消し、又は既に交付した助成金の全部若しくは一部の返還を命じることができる。

(1) この要領に違反したとき

(2) 助成金の交付決定の内容又はこれに付された条件に違反したとき

(3) 偽りその他の不正手段により助成金の交付決定を受け、又は助成金交付を受けたとき。

(関係書類の保管等)

第12条 助成事業実施団体は、助成対象事業に係る収入支出の帳簿及び証拠書類を整備し、助成対象事業の終了した日の属する年度を含め4年間これを保管しなければならない。

(その他)

第13条 この要領に定めのないもののうち必要な事項については県社協会長が別に定める。

附 則

この要領は、平成27年10月1日に制定し、同日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年10月10日に改正し、同日から施行する。